



栃木県公報

平成28年
5月31日(火)
号外
第40号

目次

規 則

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則…………… 1
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

栃木県規則第四十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年栃木県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号の表中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に、「バルコニー」を「バルコニ」に、「外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同項第二号、第三号及び第九号」を「同項第三号、第四号及び第十号」に改める。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年栃木県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の表中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に、「外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同項第二号、第三号及び第九号」を「同項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

(こども政策課)

栃木県規則第四十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「建築物及び昇降機等」を「特定建築物及び特定建築設備等」に改め、同条第一項中「建築物」を「特定建築物」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 ホテル又は旅館の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの（令第十六条第一項に規定する建築物を除く。）
- 二 法別表第一(四)欄四項の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの（令第十六条第一項に規定する建築物を除く。）
- 三 事務所その他これに類する用途に供するもの（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除き、階数が五以上のものに限る。）で、延べ面積が千平方メートルを超えるもの

第二十一条第二項中「（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「昇降機等」を「特定建築設備等」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 小荷物専用昇降機で法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設けるもの（令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機を除く。）
- 二 防火設備のうち、第一項各号に掲げる特定建築物に設けるもので、随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）

第二十一条第三項中「法第十二条第一項又は第三項」の下に「（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「又は第六条第一項」を「、第六条第一項又は第六条の二の二第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 令第十六条第一項に規定する建築物（同項第一号、第二号、第三号及び第五号に係るもの（下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものを除く。）に限る。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる特定建築物については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して二年を超えない九月
- 二 令第十六条第一項に規定する建築物（同項第三号に係るもの（下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものに限る。）及び同項第四号に係るものに限る。）及び第一項第三号に掲げる特定建築物については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して三年を超えない九月
- 三 令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機及び前項第一号に掲げる小荷物専用昇降機については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項（これらの規定を法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）に相当する一年ごとの月
- 四 令第十六条第三項第二号及び前項第二号に掲げる防火設備については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して一年を超えない九月
- 五 令第百三十八条の三に規定する昇降機等については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）に相当する一年ごとの月

第二十一条第四項中「第一項各号に規定する建築物」を「令第十六条第一項に規定する建築物及び第一項各号に掲げる特定建築物」に、「第二項各号に規定する昇降機等」を「令第十六条第三項に規定する特定建築設備等及び第二項各号に掲げる特定建築設備等」に、「調査」を「調査し、」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「新細則」という。）第二十一条第一項第三号に掲げる建築物に関する建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正後の建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号。以下「新法」という。）第十二条第一項の規定による報告（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の直後の時期に係るものに限る。）については、新細則第二十一条第三項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）第一条の規定による改正後の建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号。以下「新令」という。）第十六条第一項に規定する建築物（同項第三号に係るもの（児童福祉施設等の用途に供するものに限る。）に限る。）で、この規則の施行の際現に存するものに関する新法第十二条第一項の規定による報告に対する新細則第二

- 十一条第三項第一号の規定の適用については、平成三十年九月三十日までの間は、同号中「前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して二年を超えない九月」とあるのは、「平成三十年九月」とする。
- 4 新令第十六条第一項に規定する建築物（同項第三号に係るもの（下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものに限る。）及び同項第四号に係るものに限る。）で、この規則の施行の際現に存するものに関する新法第十二条第一項の規定による報告に対する新細則第二十一条第三項第二号の規定の適用については、平成三十年九月三十日までの間は、同号中「前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して三年を超えない九月」とあるのは、「平成三十年九月」とする。
- 5 新令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機（特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーター）の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第十四百十三号）第一第九号及び第十号に掲げる昇降機に限る。）で、この規則の施行の際現に存するものに関する新法第十二条第三項の規定による報告に対する新細則第二十一条第三項第三号の規定の適用については、平成二十九年五月三十一日までの間は、同号中「前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項（これらの規定を法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）に相当する一年ごとの月」とあるのは、「平成二十八年六月から平成二十九年五月までの任意の月」とする。
- 6 新令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機（小荷物専用昇降機に限る。）及び新細則第二十一条第二項第一号に掲げる小荷物専用昇降機（平成二十六年六月一日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項（これらの規定を同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する新法第十二条第三項の規定による報告に対する新細則第二十一条第三項第三号の規定の適用については、平成三十一年五月三十一日までの間は、同号中「については、前回の報告の日の属する月（初回については、」とあるのは「については、」と、「」に相当する一年ごと」とあるのは「に相当する二年後」とする。
- 7 新令第十六条第三項第二号及び新細則第二十一条第二項第二号に掲げる防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する新法第十二条第三項の規定による報告に対する新細則第二十一条第三項第四号の規定の適用については、平成三十年九月三十日までの間は、同号中「前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して一年を超えない九月」とあるのは、「平成三十年九月」とする。

(建築課)